

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。以下同じ。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7） 法第3条第2項に規定する一般職に属する職員の職のうち、非常勤職員（常時勤務に服することを要しない職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。）の職</u></p> <p>2 略</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基き職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。以下同じ。）の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。